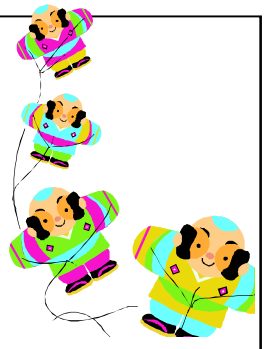




年頭にあたって



昨年 12 月 16 日に行われた総選挙は、自民党 294 議席・比例得票率 28% (前回 119 議席・27%)、民主党 57 議席・16% (前回 308 議席・42%) の結果となり、著しい対照を見せた。これは、政権党である民主党への不信任投票の結果であり、他方、小選挙区制の恐ろしさを如実に示すものとなった。そして、自民党は新しく生まれた維新 54 議席を加えれば、憲法改正の発議が可能になる 3 分の 2 超の議席を得たことになり、安倍新首相は「悲願」の憲法改正に取りかかろうとしている。

憲法九条を根拠とする平和主義は、国際紛争に対する日本の軍事的関与を排除するものであるが、日本国民はこの現行憲法を 70 年近くにわたって守ってきた。従って、日本国民の多くが、本当に歴史の「見直し」を求めて自民党や維新の会に投票したとは思わないが、新政権のもとで戦争を否定する九条の改廃の可能性が現実のものとなってしまった。

2004 年 6 月に、このことに警鐘を鳴らして、加藤 周一、井上 ひさし等 9 人の知識人の呼びかけ「九条の会 アピール」が出され、これに呼応して各地・各種団体に九条の会が生まれ、全国に約 8 千、東京には約 9 百も結成された。ことほど左様に、アピールに賛同する草の根の仲間が多いことが示されている。

私たち、代田・九条の会も、その流れの中で、2008 年 11 月 3 日に発足し、既に 5 年目に入っています。そして、5 月 3 日の憲法施行記念日と 11 月 3 日の創立記念 (憲法公布記念日) の前後には講演会などのイベント、3 月・8 月頃には戦跡見学や戦時中をしのぶすいとんの会などのイベントを継続して行っています。毎月会報を発行し、今月号ですでに 50 号を数えています。

しかし、前に述べたような事態にあたって、私たちは今後どのような活動をやっていくべきか、また他の九条の会とも連帯して、もう少し組織的に運動をしていかねばいけないのではないかなど、みんなで話し合い検討すべき時に来たということを感じている次第である。
(代田 5 丁目・野間口 至)

小沢昭一さんを悼む

(代田五丁目・高岡岑郷)

代田九条の会の呼びかけ人では最も著名な人だった。四年前の十一月三日、代田九条の会の結成のとき、記念講演の依頼に「当日は明治村の行事に村長として参加するので」と断られた。愛知県犬山市の明治村には、小沢さんの父親が若き日に写真師の修行をした新潟県高田の「小熊写真館」が移築されていて、「フルサトのような慕わしさ」の場所とのこと。その日が無理なら、五月の「憲法記念のつどい」でお話をしていたかどうかと思っていたのに、ついに叶わなかった。

小沢さんが新聞などに書かれたエッセイをまとめた『老いらくの花』の「懐かしい場所」に、「代田」のことが出ている。「代田は、まあ静かな町です。・・・どの家の前にも草花が植えられています。」

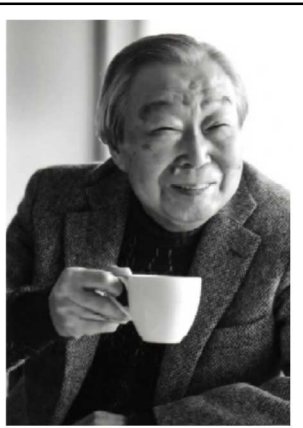
・私、東京の中を十回ほど転居しましたが、ま、おそろしくこの代田が終の住み家となりました。・・ま、せいぜい下北沢へ出て若者たちの喧嘩にもまれたりもしましょう。今日も代田の月は冴え返っていました。私も一句、・・

寒月やさて行く末の丁と半 変哲
二〇〇四年に書かれたが、その通りになってしまった。「変哲」は俳号。

二年前に、九条の会東京連絡会の「生きいき憲法」(隔月刊 ニュース)の巻頭に登場していただくために私がインタビューをした。小田急線「世田谷代田」駅前の喫茶店で「戦争はもうこりこり、あれから六十五年。いい世の中を過ごさせてもらったね。憲法はいじらなくてよい。戦争は殺人大会！」と一時間半も話ってくださいました。

軽妙洒落な語り口はもう聴けないが、滋味深いエッセイはいつも目にする事ができる。「戦争を知っている子供たち―わた史発掘」(岩波現代文庫)、『老いらくの花』(文春文庫)など著書多数。十二月十日、代田二丁目の自宅で死去。

八十三歳。合掌。



～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第 9 条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～
+++ このニュースを、ぜひ、周りの人に広めてください。 +++

2013年 新年にあたって

呼びかけ人・事務局メンバー メッセージ

傘寿を過ぎ、体力的にも限界を感じてきたのでそろそろ引退を考えていましたが、昨12月の総選挙の結果、憲法九条の改廃が現実化しそうなので、もう一頑張りせねばならなくなりました。私達は、太平洋戦争の惨禍を体験した最後の世代で、もう大多数の日本国民は、戦争を知らない訳ですから、私達が次の世代に再び戦争の惨禍が起こらないように、恒久平和を願う憲法を伝える義務があると思います。

野間口 至

明日を生きる

子どものころ、戦争のさなかだった
「お国のために死ね」と教え込まれた
子どものとき、戦争は終わった
「戦争をしない国」になったと学んだ
この国で生きて、生かされて喜寿を超えた
この国が「戦争をしない国」であり続ける
そのために
生きて、生き抜いて
今日を見つめて、明日を生きる

高岡 岑郷



今こそ「九条」を、そして憲法を生活の中に発展させなければならない時です。質の悪い右翼政権は今がチャンスと攻撃に出ます。まるでナチスの台頭と同じ状況です。小さな力ですが、自分の周りの人に語り続けたいと思います。想像力を豊かに……三月に中国の現代劇『長江』をパラータで上演します。ぜひいらしてください。文化豊かな街に……

横川 功

加藤 周一さんが生前「憲法九条は日本の identity だ」と言われましたが、その通りだと思います。

加藤 榮一

強まる生活保護申請への締め付け

昨年11月末、生活と健康を守る会で「生活保護部会」を開催。親族への扶養義務の強制、就労義務の押し付け、生命保険の解約強要など、福祉事務所の窓口が生活困難者の救済場所になっていない事実が、こもごも語られました。

憲法25条は、最低生活の保障をうたっています。また、25条は9条があるから、存在するのです。

荒川 興道

いつもありがとうございます。岩手県大槌町の支援を継続してやっています。11/30には都内で200人チャリティコンサート、11/18には自宅でチャリティコンサートを行いました。丸谷 博男

今年こそ、平和のこと・憲法のことを話題にしていきたいです。二つの選挙がよいチャンスだと思います。昨年の選挙結果には、だれでもとても違和感を持っていると思うので。大橋 雅子

日本国憲法第九条は
五千万を超える人命を奪った第二次世界大戦の反省
人類の英智の結晶パリ不戦条約を受け継ぎ
国際平和を誠実に希求し
国権の発動たる戦争を
永久に放棄すると高らかに宣言
憲法九十六条を三分の二から二分の一に緩和し
集団的自衛権の容認は
日米安保条約を強化し
徴兵制復活により日本の父や夫や息子が
米国の兵隊と軍事集団として
戦場へ、戦争する国へ
いまその分かれ道

小澤 清子

あけましておめでとうございます。

2012年12月の総選挙で、憲法改正を主張する自民・維新が294、54議席と全体の2/3を超えました。得票と議席が大きく違うとはいえ、かなり危機感を持ちました。

ただ、2013年、落ち込んでばかりはいられません！！九条の会をもっと多くの人に知ってもらえるよう、継続は力、微力ながら頑張っていこうと思います。

萱野 幸子

安倍政権の発足で、憲法をめぐる対決もより激しく厳しいものになるでしょう。

私たちの社会がいったんは手にした、人類の裁量の遺産を、もう一度取り返す戦いなのだ、とも思います。

どうやったら、伝わる言葉で表現できるのか、もっと智慧の使いどころに来たのでしょうか。

少しでも力になれるよう、自分自身があきらめないように今を見つめていきたいと思っています。

福島 明夫

衆院選は自民党が六割を超える多数の議席を獲得した。しかし、自民党の得票率は比例区で二十八%であって、この結果は民意を反映したものではない。しかしながら、発足した安倍内閣の顔ぶれやその言を見聞きする限り、議席数と偽装野党集団を頼りに国民の期待に背く政治を公約と称して着々と進める姿勢が窺える。外交や安全保障に背く公約は、集団的自衛権の行使の法制化、憲法を改正して自衛隊を国防軍とする、尖閣列島の実効支配を強化することなどを掲げる。憲法九条を改定して、日本を「戦争をする国」に変えることが狙いだ。

私たちはこのような企みを阻みたい。そのために、憲法九条こそが平和に共存するための指針として国際社会で認識されていることを広く伝え、九条の会の会員や賛同者を一層増やさねばならない。

坂本功



岩瀬 薫

何十年前だろうか。憲法九条を変えたいと思っている人たちがいる。特に、第2項を変えて戦争のできる国にする。それも、その前に96条の2/3を1/2変えてからという言葉聞いたときは驚き、悲しい気持ちでした。4年前に代田・九条の会を作って活動を始めたばかり。多くの人に憲法九条を守り、世界中の人たちに平和のメッセージを送りたい。

海外メディアもこの問題では日本にとってなにもいいことはないとの報道。衆院選で当選した議員の76%が改定に賛成しているという結果は周辺国を憂慮させている。しかし日本国民の中で平和を望み戦争に反対する声は依然として主流だ。

皆さん、かけがえのない平和憲法を守ろうと周りの人たちに声をかけよう！ 平和憲法を支持する人を多数派に！ 今ががんばりどきです。

菊池 政枝

民主党政権下でも武器輸出三原則の緩和、JAXA法の平和限定事項の削除、原子力基本法での安全保障条項の追加など危険な動きが続いていたが、今回の総選挙では、それに加えて、「集団的自衛権の容認」「憲法改正」を声高に叫ぶ勢力が議席を大幅に伸ばす事態に至った。

「九条の会」の運動は、いま正念場を迎えている。日常的な対話・宣伝行動、参議院選挙での奮闘などを強め、「歴史の逆流」を跳ね返す力にしていきたい。

俣野 景彦

「日本を取り戻そう」という安倍・自民党が、小選挙区制のおかげで「勝利」した総選挙。自ら投げ出してしまった、第1次安倍内閣の時点で「戻ろう」としているように見えるが、その道は破たんしたはずだ。一時的に国民は騙せても近い将来には先に進めなくなるだろう。その時に、「改憲」問題をてこにした、さらなる「後戻り」が表に出てきそう。そんなことを許してはならない。戦争は起こさない、侵略はしない、という憲法を守っていく活動を、これからも続けて行こうと思う。

伊東 宏

今、気になる言葉は「歴史は繰り返す」です。戦争体験者が少なくなり、語り部たちが消え、巷間からその醜悪さが消えつつあります。遠い昔からそうだったのかと思います。

そこで「九条の会」が重要になると思います。今年「より強いものになればいいな」と思います。湯沢 勉

お問い合わせ：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。

また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。

2013年活動計画決まる

1月13日(日)代田・9条の会世話人会を、新年会を兼ねて「やぶ重」にて参加者10名で行いました。まず代田・九条の会の申し合わせの一部改正を行いました。会への入会をし易くする為に「この会の目的に賛同するものは、会員になれます。」とし、入会金500円を廃止することにしました。活動資金として、これまでも多くの人に募金をして頂いてきましたが、年1回・募金振込用紙をニュースに同封し、依頼することにしました。新年会では、憲法改定の危険な動きがある中で、九条の会アピールに賛同する会員を広め、九条を守り生かしていく運動の新たな発展の年にしようと、多くの意見が出されました。



＜2013年活動計画＞

- ① 「日本国憲法9条」を守り、生かしていく為に「九条の会」アピールに賛同する会員を広めていきます。
 - ② 世話人事務局会議、ニュースの発行・配布はこれまで通り、毎月1回行います。
 - ③ 集いなどの企画
 - ・4月7日(日) せたがや平和資料室(世田谷区立玉川小学校内)見学
 - ・5月11日(土) 憲法日念日によせて「歌と講演のつどい」
 - ・8月11日(日) 終戦記念日によせて すいとんを食べながら「落語と戦争を語る会」
 - ・11月2日(土) 5周年のつどい「憲法9条・平和に関する講演と楽しい企画」
 - * 尚、3月頃に「自民党憲法草案」の学習会、6月～7月頃に3・11以降の福島県のドキュメンタリー映画や「ああ声なき友」(渥美 清主演)などの映画会を行おうという意見も出されています。
 - ④ 財政 収入は集いなどの参加費、募金、九条りんごの販売、世田谷区教育文化助成金など
支出は講演料、出演料、会場費、紙代、切手代など
 - ⑤ 世田谷・東京・全国の九条の会や憲法9条を守る団体と、対等平等の立場で協力して活動を進めます。
- ** 集いなどの企画、活動についての御意見をお寄せ下さい。 世話人会事務局 小澤 清子

集 会 等 の 紹 介

世田谷区・平成24年度ピースセミナー 平和都市宣言記念事業

- ① 2月9日(土) 午後1時～3時
「アラブの春とシリア」 青山 弘之 氏(東京外大准教授)
- ② 3月9日(土) 午後1時～3時
「本土復帰40周年 沖縄の戦後史」 明日川 融 氏(法政大学沖縄文化研究所国内研究員)
- ③ 3月16日(土) 午後1時～4時
「世田谷の戦争遺跡を歩く」 濱中 正之 氏(生涯大学講師)

会場 ①と② 三茶しゃれな一ど (世田谷区三軒茶屋分庁舎5階)

③ 三宿・池尻周辺

申込み せたがやコール (Tel03-5432-3333 Fax03-5432-3100)

担当 世田谷区生涯学習・地域・学校連携課

2月 17日(日) 午後1時半～4時

区内「九条の会」交流集会

- 1、憲法をめぐる最近の情勢について 平井 正さん(憲法会議事務局長)
- 2、活動交流 各会のニュース、チラシをご持参ください。
- 3、その他

場所 世田谷生活情報センターセミナールームB(三軒茶屋キャロットタワー5階)

主催 世田谷・九条の会 事務局 (Tel 6413-9547)

日本国憲法(抜粋)

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。